

通行できない経路は 不許可となります

これまで算定あるいは協議の結果、通行できない経路の場合、迂回路等の補正連絡をしておりましたが、**審査方法を統一し平成28年4月1日受付分より不許可**となります。

注1)全ての経路が通行できない場合は、申請そのものが不許可となりますが、複数経路のうち、一部に通行できない経路がある場合は、通行できる経路のみの許可となります。

注2)通行できない経路は、条件書及び不許可経路調書で確認してください。

不許可

株式会社〇〇〇〇 殿
特殊車両通行許可申請の不許可について(通知)
平成〇〇年〇月〇日付けで申請のあった標記について下記により不許可とする。
記
・不許可とした理由

不許可経路調書

株式会社〇〇〇〇 殿
不許可経路調書
平成〇〇年〇月〇日付けで申請のありました標記について、下記の経路について不許可といたしますからご承知ください。
記
1. 不許可となった経路
2. 不許可とした理由

- ※ 不許可となった経路であっても審査のために要した手数料は徴収します。
- ※ 不許可となった経路については、必要に応じ迂回路等の訂正を行って再度申請して下さい。その場合でも手数料はあらためて必要となります。
- ※ 申請前にインターネットの簡易算定機能により確認をお願いします。

**申請件数の増加により許可証発行まで日数を要します。
短縮を図るためにも必要ですので、ご理解とご協力をお願いします。**



北陸地方整備局 新潟国道事務所
管理第一課 特殊車両係
電話 025-246-7766

